

電力受給契約書

売渡人 群馬県（以下「甲」という。）と買受人 ●●●（以下「乙」という。）とは、群馬県八ッ場発電所で発電する電力の売却について、次のとおり契約（以下「本契約」という。）を締結する。

（総則）

第1条 甲及び乙は、本契約第2条において定める対象発電所で発電する電力の売却について、本契約書及び関係法令に定めるもののほか、別添の仕様書に従い、これを履行することとする。

（対象発電所）

第2条 対象発電所の名称、所在地、発生電力、発電形式及び FIP 基準価格は、次のとおりとする。

	発電所名	所在地	最大出力 (キロワット)	発電型式	FIP 基準価格 (予定)
1	八ッ場発電所	吾妻郡長野原町大字川原畑 字八ッ場 1 0 8 6 番地 1	11,700	ダム式	●円●銭

（受給場所、電圧及び力率）

第3条 対象発電所の電力の受給場所、電圧及び力率は、次のとおりとする。

	受給場所		標準電圧 (ボルト)	定格力率 (パーセント)
1	八ッ場発電所	吾妻郡長野原町大字川原畑字八ッ場 1 0 8 6 番地 1	6,600	95

（電気方式及び周波数）

第4条 電気方式は交流三相3線式とし、周波数は50ヘルツとする。

（送電時間）

第5条 甲は、毎日24時間送電するものとする。ただし、対象発電所の点検等を要する場合は、あらかじめ甲及び乙で協議のうえで送電の全部又は一部を休止することができるものとする。

2 甲は前項に定めるもののほか、保安上やむを得ない場合は乙に協議をすることなく送電の全部又は一部を停止することができるものとする。この場合は、甲は乙にその旨を直ちに通知するとともに、可能な限り早急に復旧するよう努めるものとする。

(送電上の責任分界点及び管理補修)

第6条 甲と一般送配電事業者との送電上の責任分界点及び電気工作物の財産分界点は、次のとおりとし、その分界点から発電所側は甲がこれを管理補修するものとする。

	受給場所	責任分界点及び財産分界点
1	ハッ場発電所	発電所構内屋外変電所 66,000 ボルト送電線引出口に施設した甲の断路器の送電側端子

(電力売却及び供給上の協力)

第7条 対象発電所に関する発電及び供給に関するインバランス調整は、乙が実施負担するものとする。

2 甲は一般送配電事業者の託送供給等約款における発電者に関する事項を遵守するものとする。

(電力売却期間)

第8条 令和8年7月1日0時から令和23年3月31日24時までとする。ただし、FIP移行認定申請手続きに時間を要し、令和8年7月1日から供給出来ない場合は、その開始期間について別途協議する。

(予定売却電力量)

第9条 甲から乙に供給する予定売却電力量は、年間42,000,000kWhを基本とし、仕様書別紙3「発電停止計画」を加味した各年度の予定売却電力量は以下のとおり。

令和8年度 : 32,230,000kWh

令和9年度 : 39,809,000kWh

令和12年度 : 39,962,000kWh

令和15年度 : 22,786,000kWh

令和18年度 : 39,886,000kWh

令和21年度 : 39,847,000kWh

総予定売却電力量 : 592,520,000kWh

ただし、気象や発電所修繕工事等により売却電力量が増減するため、これを保証するものではない。

2 予定売却電力量と実際の供給電力量に増減が生じた場合においても、乙はその全量を買受けるものとする。

(売却電力量の計量)

第10条 毎月の売却電力量は、計量法（平成4年法律第51号）の規定に従った取引用電力量計及びその他計量に必要な付属装置及び区分装置（以下「電力量計」という。）により計量するものとする。

- 3 電力量計の検針は、原則として一般送配電事業者により毎月末日 24 時に行われる検針結果に従うものとし、乙は一般送配電事業者から通知された計量値を速やかに甲に通知するものとする。
- 4 計量の期間は毎月 1 日 0 時から同月末日の 24 時までとする。
- 5 電力量計の故障等により電力量を正しく計量できない場合には、この故障期間の売却電力量について、その都度甲及び乙は協議のうえ決定する。
- 6 法令等により一般送配電事業者所有の電力量計を交換する場合、または、甲の事情により電力量計の取付け位置を変更する場合は、これに要する費用は甲が負担する。

(電力量料金)

第 11 条 乙が甲に支払う毎月の電力量料金は、前条に定める方法により計量された売却電力量に以下の電力量料金単価を乗じて得た値（1 円未満切捨）に、消費税及び地方消費税（以下「消費税等相当額」という。）を加えて得た額（1 円未満切捨）とする。

電力量料金単価 (1 kWh あたり)	●円●銭 (消費税等相当額を含まない)
------------------------	------------------------

(電力量料金の支払)

- 第 12 条 甲及び乙は、毎月月初に前月分の電力量料金算定上、必要な事項を互いに確認するものとする。
- 2 甲は、前条により算定した電力量料金を検針日の翌月 10 日（以下「請求期日」という。）までに乙に請求し、乙は、請求を受けた月の末日までに甲に支払うものとする。ただし、乙が請求書を請求期日までに受領できなかったときは、請求書を受領した日から 20 日を経過した日を支払期日とする。
 - 3 請求期日及び支払期日が土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）第 3 条に規定する休日並びに 12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日までの日に当たるときは、それぞれ翌営業日を期日とする。
 - 4 乙は、自己の責めに帰すべき事由により、支払期日までに当該電力量料金を納付しない場合は、支払期日の翌日以降の遅延日数につき、電力量料金に年 3 パーセントの割合で計算した遅延利息を加算して、甲に支払うものとする。

(非化石価値の取扱い)

- 第 13 条 甲が乙に売却する電力には、非化石価値取引市場での取引対象とされた固定価格買取制度が適用されていない非化石電源の非化石価値（再エネ指定）等の付加価値を含むものとし、その価値は乙に帰属するものとする。
- 2 非化石認定に係る申請等については、発電事業者側で必要となる手続き及び費用の負担を甲が行うこととする。

(契約保証金)

第14条 群馬県企業局財務規程(昭和39年企業管理規程第5号)第132条の16の規定により、契約保証金は免除とする。

(FIP 制度における供給促進交付金(プレミアム)の取扱い)

第15条 対象発電所に関して支払われる、FIP 制度における供給促進交付金(以下、「プレミアム」という。)については、すべて乙に属するものとする。

2 プレミアムの乙への引き渡し方法については別途協議して定めるものとする。

(容量市場の取扱い)

第16条 容量市場へ不参加のため、容量確保契約金の精算は行わない。ただし、制度の改正により FIT 電源、FIP 電源が容量市場へ参加することが可能となった場合は、その取扱いについて別途協議する。

(系統連系受電サービス料金(発電側課金)の取扱い)

第17条 発電側課金制度の課金対象外であるため、乙へ発電側課金相当額の転嫁を行わない。ただし、制度の改正により発電側課金の対象となった場合は、その取扱いについて別途協議する。

(託送供給等の契約)

第18条 乙は、一般送配電事業者が定めた託送供給等約款に基づく契約が必要となる場合は、乙と一般送配電事業者との間で託送供給契約を滞りなく締結するものとする。

2 甲は、乙が指定する発電バランシンググループに所属するものとするが、電力広域的運営推進機関への発電計画等の提出や計画値同時同量に関するインバランス調整及び費用の負担は、乙の責任において行うものとする

(記録)

第19条 甲及び乙は、電力量に関する記録を行い、それぞれの要求によりその写しを相手方に送付するものとする。

(運用申合書)

第20条 甲から乙へ通知する発電計画を含む電力の売却に関する運用については、仕様書等で定めのない事項について甲乙協議のうえ定めるものとし、別に運用申合書を作成することとする。

(FIP 移行認定申請手続きへの協力)

第21条 甲が行う FIP 移行認定申請に係る手続きについて、乙は必要書類の提供をする

など協力を行うものとする。

(事業関係書類の提供)

第22条 乙は、毎年度次の各号の書類を甲へ提供するものとする。

- (1) 前年度の財務諸表
- (2) 前年度の調達電源の内訳(市場調達・相対調達)が分かる書類

(契約の有効期間)

第23条 本契約の有効期間は、本契約の契約締結日から本契約に係る債務の履行が完了する日までとする。

(甲の契約解除)

第24条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当する場合には、乙に対し相当な期間を定めて、債務履行の催告を行い、その期間内に履行がないときには、この契約を解除することができる。

- (1) 契約の履行期限内又は履行期限後相当の期間内に契約を履行する見込みがないとき。
- (2) 契約の履行に着手すべき時期を過ぎても着手しないとき。
- (3) 契約の履行について不正の行為があったとき。
- (4) 乙が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)又は役員等(乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時業務等の契約を締結する事務所の代表者をいう。)が暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者(以下「暴力団員等」という。)であることが判明したとき。
- (5) その他本契約書の条項に違反したとき。

2 前項第1号の場合のほかに、乙の電力量料金の支払いが、支払期日を3回以上遅れたとき、又は2回連続で遅れたときは、甲は直ちに契約解除できるものとする。

3 甲は、本条第1項及び前項の規定により契約を解除したとき(本条第1項第1号又は第2号に該当する場合にあっては、乙の責めに帰すべき事由がある場合に限る。)は、乙に対し違約金として、次のとおり支払いを求めることができる。

- (1) 違約金は、以下の計算式により算出した各年度の違約金を、契約解除日が属する年度から電力売却期間満了の年度まで合算したものとする。

$$PV = \left(A \times Hn \times \frac{110}{100} \right) \times \frac{1}{(1+r)^n}$$

PV : n年後の違約金

A : 第11条に規定する電力量料金単価とFIP基準価格の差額単価(消費税等相

当額を含まない。)

H_n : n 年後の予定売却電力量(kWh)

r : 割引率 (年率 1.4%とする)

n : 契約解除からの年数 (契約解除した年度をゼロとする)

(2) 前号に規定する各年度の予定売却電力量は、別紙「各年度毎の予定売却電力量」のとおりとし、契約を解除した年度については、契約解除日が属する月以降の電力量とする。

4 甲は本条第1項及び第2項の規定により本契約を解除したときは、乙に損害が生じてもその責を負わないものとする。

(甲の催告によらない解除権)

第25条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当したと認めたときは、直ちに契約を解除することができる。この場合において、解除により乙に損害が生じても、甲はその賠償責任を負わない。

(1) 本契約に関し、乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第3条又は第8条第1号に違反したことにより、公正取引委員会が乙に対して行う独占禁止法第7条又は第8条の2の規定に基づく排除措置命令(排除措置命令がなされなかった場合は、独占禁止法第7条の2第1項の規定に基づく課徴金納付命令)又は独占禁止法第85条第1号の規定による抗告訴訟について請求棄却又は訴え却下の判決が確定したとき。

(2) 本契約に関し、乙(法人にあっては、その役員又は使用人を含む。)が刑法(明治40年法律第45号)第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

2 乙が本条第1項各号に該当することにより甲が契約を解除した場合は、甲は契約解除に伴う逸失利益を乙に請求できるものとする。なお、逸失利益の算定は、前条第3項の規定によるものとする。

(乙の契約解除)

第26条 乙は、甲がこの契約に違反し、その違反によってこの契約の履行が不可能になったときは、契約を解除することができる。

2 乙は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、損害があるときは、その損害の賠償を甲に請求することができる。ただし、この契約及び取引上の社会通念に照らして甲の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りではない。

(契約解除の通知)

第27条 甲又は乙は、この契約を解除しようとするときは、書面により速やかに相手方に通知しなければならない。

(違約金等の遅延利息)

第28条 乙が、第24条第3項及び第25条第2項に規定する金額を甲の指定する期間内に支払わないときは、乙は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年3パーセントの割合で計算した額の遅延利息を加算して甲に支払わなければならない。

(暴力団等による不当介入があった場合の届出義務)

第29条 乙は、乙が暴力団員等から不当介入(不当要求又は納品等への妨害)を受けた場合は、その旨について、遅滞なく甲への報告及び警察への届出を行わなければならない。

(守秘義務)

第30条 甲及び乙は、本契約の履行に当たって知り得た相手方の秘密を第三者に漏らし、又は他の目的に利用してはならない。本契約の有効期間終了後又は本契約解除後においても同様とする。ただし、法令等により開示が義務づけられている場合で、所定の手続きにより開示する場合はこの限りではない。

(契約の承継)

第31条 甲及び乙は、相手方の承認を得た場合でなければ、第三者に対し本契約に基づく権利又は義務を譲渡してはならない。

2 甲又は乙が第三者と合併し、またはその事業の全部若しくは本契約に関係ある部分を第三者に譲渡するときは、あらかじめ相手方に文書によりその旨を通知し、相手方の承認を受けた上でなければ、本契約をその譲受者に譲渡してはならない。

(契約内容の変更)

第32条 甲は、必要があると認めるときは、乙と協議の上、この契約の内容を変更し、又は電力の売却を一時中止することができる。

2 天災事変等著しい状況の変化を生じ、又はこの契約により難い事情が生じ、契約内容が著しく不適当と認められるに至ったときは、その実情に応じ、甲及び乙が協議して、契約内容を変更することができる。

(所轄裁判所)

第33条 本契約に関する訴訟の提起又は調停の申立てについては、甲の所在地を管轄する裁判所に行うものとする。

(その他)

第34条 本契約に定めのない事項又は本契約によりがたい事項が発生したときは、甲及び乙は誠意をもって協議し、その取扱いを定める。

本契約の締結を証するため、本書を2通作成し、甲乙双方記名押印のうえ各自その1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 群馬県前橋市大手町一丁目1番1号
群馬県
群馬県企業管理者 成田 正士

乙 住所
商号
代表者職氏名